

新監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査を行ったので、監査結果を次のとおり公表します。

平成29年1月13日

新潟市監査委員	貝瀬	壽夫
同	宮本	裕将
同	水澤	仁
同	小泉	仲之

第1 請求の内容

1 請求の提出日

平成28年11月22日

2 請求の受理

本件請求については、地方自治法（以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成28年11月28日に受理を決定しました。

3 請求の主張の要旨

措置請求書に記載されている事項、これに添付された事実を証明する書面及び陳述から、請求の要旨を次のように理解しました。

（1）主張事実

ア 篠田市長は、平成27年度中に新潟市職員措置請求書添付の「別紙」のとおり、新潟市の公用車を私的に使用した。

イ 平成27年5月13日は飲み会の二次会のための使用であり、平成28年2月19日は同窓会での使用である。

また、出来島への使用が目立つが、出来島は市長の選挙事務所の所在地である。そのほか、数多く古町や西堀通に出かけているが、私用のための公用車の使用と思われる。

これらのほとんどについては、公務記録を精査しても公用車使用に対応する公務があったとは認められない。平成27年6月分までについても、篠田市長

に用途を明らかにするよう求めたが、具体的な説明は拒否された。

ウ 別紙の公用車使用は私用であり、篠田市長は平成 27 年度において走行距離・時間に応じたタクシー代 22 万 1640 円を不当に利得している。

エ 他年度においても同様の私的使用があったと推認されるので、新潟市に生じた損害額は、22 万 1640 円（平成 27 年度分）×14 年（平成 14 年 11 月～平成 28 年 10 月分）＝310 万 2960 円となっている。なお、同時に新潟市には同額の人件費・燃料費の損失が発生した。

（2）措置請求

新潟市長は、篠田市長に対し不当利得返還請求権を行使することを怠っているため、篠田市長に 310 万 2960 円の不当利得の返還を請求するよう勧告することを求める。

第 2 監査の実施

1 監査対象部局等

秘書課及び総務部総務課（以下「総務課」という。）を監査対象としました。

2 監査の方法

関係書類の監査を行い、秘書課の職員から事情を聴取しました。

3 請求人の陳述及び証拠の提出

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 28 年 12 月 6 日に請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人は陳述を行いました。また、陳述の際、同条第 7 項の規定に基づき、秘書課の職員を立ち合わせました。

4 請求人の主張に対する秘書課の見解

（1）市長専用車の管理・運用について

本市における市長用の公用車（以下「市長専用車」という。）は、新潟市庁用自動車管理規程第 3 条第 2 項に規定する一般車に位置づけられ、事務手続としては、庁用自動車管理者である総務課から秘書課に対し貸し出されており、運転日誌については総務課と秘書課で回議している。

（2）市長専用車使用の考え方について

市長の用務は、市長の立場として出席する式典や面談・懇談、講演など多岐にわたる。秘書課では、こうした用務において市長が円滑かつ安全にその職責を果たせるよう市長専用車の手配を行っている。

また、市長指示により、急ぎよ市長専用車で向かう会合等もある。これは、市長の判断で市政運営上必要な意見交換や情報収集に努めているものであり、前述した秘書課による配車のみならず、市長の裁量による市長専用車使用の決定もある。

なお、明文化したものはないが、秘書課では、次のような考え方で市長専用車使用を判断している。

ア 用務内容

- ・ 個人としてではなく、市長として出席を要請されているものなど、市長としての立場で行う用務であること
- ・ 市政の発展に向けて、公式、非公式を問わず相手方との友好・信頼関係の維持増進を図る目的で行う用務であること
- ・ 社会通念上儀礼に属するもので、市長として対応することが適当と認められる用務であること

イ 市長専用車使用の合理性

- ・ 市長としての職責を果たすために、市長専用車を使用することが用務間の移動の機動性や効率性、危機管理の観点から合理的であること
- ・ 市役所や自宅（市長の後援会事務所（以下「事務所」という。）を含む）と公的活動の場との間の送迎に使用すること
(帰宅途中、自宅と比して大差のない距離での降車を含む)

なお、出来島にある事務所については、自宅とは自動車数分であり、また市役所からも約2kmと近い距離にあることや、市長本人が収集している様々な資料が自宅同様に事務所にも置いてあるなど、市長の活動拠点の一つであることから事務所への送迎は自宅への送迎と同様と考えており、書類を取りに事務所に立ち寄ってから公務に向かう場合は公務の一環と考えている。

また、市長の指示により、公務終了後、帰宅途中で降車することがあるが、自宅と比して距離的にも許容される範囲内であるため、自宅へ送り届ける途中での降車として整理している。

(3) 市長専用車使用の妥当性について

請求人が指摘している市長専用車の私的使用については、指摘された其々の用務を確認したところ、市長が市長専用車を使用するにあたっての十分な妥当性を

有していると考え。したがって、市長が市長専用車を私的に使用した事実は存在せず、不当利得は発生していない。

5 事実関係の確認

監査対象事項に関する関係書類等の監査の結果、次のような事実を認めました。

(1) 庁用自動車管理規程について

本市では、庁用自動車の管理について「新潟市庁用自動車管理規程」が定められているが、市長専用車については総務課長が同規程第4条で規定される「管理者」となっており、同規程第3条第2項で規定される「一般車」として秘書課に貸し出されている。

なお、本市においては、市長専用車に関する規定はない。

(2) 市長専用車の運行形態について

市長が平日において市長専用車を使用する場合は、秘書課所属の自動車運転員が運転するが、休日（新潟市の休日を定める条例第1条）においては、秘書課からの依頼により、総務課所属の自動車運転員が運転している。

なお、この場合の総務課の自動車運転員に対する超過勤務手当については秘書課が支出している。

(3) 市長専用車の運転日誌について

庁用自動車の運転者は、新潟市庁用自動車管理規程第7条に基づき、運転終了後に運行時間、運行区間等の必要事項を自動車運転日誌（以下「運転日誌」という。）に記録することとなっており、市長専用車についても同規定に基づき運転日誌が作成されている。

(4) 市長専用車における市長と連絡がとれる態勢について

市長専用車には、災害時等において携帯電話等が使用できない場合でも移動中の市長と常に連絡が取れる態勢を取るために、無線機が設置されている。

(5) 市長の公務記録について

秘書課では、市長が事前に用務内容を確認するための資料として、用務の時間、場所、流れ等を記載した公務記録を作成している。また、秘書課では市長の日程の把握に努めているが、秘書課を通さない市長自身の判断による日程決めもあり、全ての市長日程を把握しているわけではないことから、用務の全てについて公務記録を作成しているわけではない。

なお、請求人は陳述の際に、情報公開請求により取得した平成27年度の市長

専用車に係る運転日誌と市長専用車を使用した用務に係る公務記録を突き合わせ、運転日誌に使用記録があるが、それに対応する公務記録がない市長専用車の使用を、一部を除き、本件請求の対象として選別した旨述べている。

しかし、本件請求の市長専用車の使用のうち、4件については秘書課において公務記録を作成しており、請求人に対しても当該公務記録を開示していた。

(6) 請求人が主張する不当利得額の算出根拠について

請求人は、本件請求書において、市長が市長専用車を私的に使用したことにより不当に利得した金額として、走行距離・時間に応じたタクシー代を主張していることから、請求人の陳述の際に、その理由及び算出根拠を確認したところ、本来であればガソリン代や運転手の人件費等を算出すべきだったが、それが分かる資料を入手することができなかつたため、請求者代理人がタクシー代に換算して算出したとのことであつた。後日、あらためて請求者代理人に対し算出根拠が分かる資料の提出を求めたところ、請求者代理人より平成28年12月8日付文書にて、当該タクシー代は、まず、請求人が主張する各個別事案の2地点間の距離及び時間をスマートフォン向けアプリケーションにて計算し、その数値を基に、距離に対しては1300メートルまで630円、以降256メートル毎に80円を加算して、また時間に対しては1分35秒毎に80円を加算して算出したが、その計算過程を示す文書は現存していないとの回答を得た。

第3 監査委員の判断

以上を踏まえ、次のとおり判断しました。

1 本件請求に至った情報公開請求の経緯及び監査対象事項等の決定

本件請求においては、監査請求に係る市長専用車の使用が、違法又は不当な財産の管理に当たるかどうかを監査対象事項としました。

本件請求は市長就任時から14年間分の市長専用車の使用について不当利得の返還請求を求めるものでありますが、平成27年度以外は「他年度においても同様の私的使用があつたと推認される」としたもので、具体的摘示に欠けており、明らかに住民監査請求の対象とはなりません。また、法第242条第2項は「前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わった日から一年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定していることから、その対象期間を決定する必要があります。

監査請求についてこのような期間制限が設けられているのは、訴訟について出訴期間の制限が設けられている（法第242条の2第2項）のと同様の趣旨によるもの

で、地方公共団体の機関、職員の行為である以上、いつまでも争いうる状態にしておくことは法的安定性の見地からみても好ましいことではないので、なるべく早く確定させようという理由によるものであるとされております。

一方、監査請求の権利を保護する見地からは、たとえば、当該行為がきわめて秘密裡に行われ、一年を経過した後はじめて明るみに出たような場合など、当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したものについて、特に請求を認めるだけの相当な理由があるときは期間制限の適用がないとされ、判例においても、『正当な理由』の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきもの（昭和 63 年 4 月 22 日最高裁判決）とされています。

住民監査請求の期間制限については、法第 242 条で規定する住民の監査請求できる権利の尊重と法的安定性の確保という両面から検討する必要があり、本件請求に至る情報公開請求の経緯も斟酌しつつ、どの時点を基準として 1 年遡及し、どの時点以降の市長専用車使用を監査の対象とするかについて検討を行いました。

(1) 平成 28 年 6 月 6 日（第 1 回情報公開請求の時点）

本件請求人の代理人から「2015 年度における新潟市長のタクシーチケット、公用車使用状況を明らかにする資料」について情報公開請求がなされた。

(2) 平成 28 年 6 月 20 日（上記（1）に対する情報公開決定を行った時点）

新潟市情報公開条例は「当該請求を受理した日から起算して 15 日以内に、当該公開請求に係る公文書を公開するかどうかの決定をしなければならない」と規定しているが、第 1 回情報公開請求を受理した日から起算して 15 日目にあたる日であり、同日に情報公開の決定がなされている。

(3) 平成 28 年 7 月 5 日（第 2 回情報公開請求の時点）

本件請求人の代理人から「平成 27 度における市長の行き先を明らかにする資料一切」について情報公開請求がなされた日である。

第 1 回情報公開請求で公開された平成 27 年度の市長専用車に係る運転日誌には、運行区間、運行時間、走行距離等が記載されているが、用務内容などまでは記載されていなかったため、追加でなされた情報公開請求であると思われる。

(4) 平成 28 年 7 月 19 日（上記（3）に対する情報公開の期限延長を決定した時点）

第2回情報公開請求に対する公開決定期限の日であるが、同日、秘書課では、情報公開に係る情報量が多く、文書に記載された情報が非公開情報に当たるか否かの判断に時間を要するとして、情報公開条例に定める特例を適用し、平成27年4月分から6月分を8月18日まで、7月分から平成28年3月分を10月17日まで公開期限を延長し、公開することを決定した。

(5) 平成28年11月22日（本件住民監査請求の時点）

上記2回に亘る情報公開により入手した情報に基づき、市長専用車の使用に関して具体的摘示が可能となり、住民監査請求が提出された日である。

市長専用車の運行は周知の事柄であり、市長用務の内容についてもホームページ等で幅広く公開されています。請求者代理人は住民監査請求するに足る具体的事実を摘示すべく、平成28年6月6日に情報公開請求を行い、平成28年6月20日に公開決定を受けています。当初、「公用車使用状況を明らかにする資料」を情報公開請求したところ、公開が運転日誌のみであったことから、2回目の情報公開請求がなされたものと推察されます。また、2回目の情報公開請求から、公開されるまで実施機関の事務処理のための特例適用により相当の日数が費やされていますが、このような制度的制約に伴う負担は住民が負担すべきものではないと思われま

す。これらのことを勘案し、1回目の情報公開請求に対する公開決定がなされた日を基準とすることが、期間制限を設けた制度の趣旨に最も則していると思料されることから、平成28年6月20日を基準として遡及し、その前1年の平成27年6月20日以降の市長専用車の使用を監査対象としました。

2 秘書課の市長専用車使用の考え方についての検討

前述のとおり、秘書課では、市長専用車の使用について明文化したものはないものの、その目的地における用務内容及び合理性に関し下記の考え方を基準として使用の可否を判断していることから、以下のとおり、それぞれの基準に関しその妥当性について検討しました。

(1) 市長としての立場の用務での使用について

市長専用車を使用して移動する場所での用務が「市長としての立場で行う用務であること」についてであるが、市長は普通地方公共団体の長であり、当該普通地方公共団体の統括及び代表、その事務の管理及び執行、予算の調製及び執行、地方税の賦課徴収等を行うなど、広範かつ重要な職責を有しており（法第139条、第147条から149条まで等）、東京都知事の公用車使用に関する判例によれば「知

事の職責は、都政全般にわたる広範なものであり、時間や場所を問わないものであって、知事としての活動は、非公式なものをも含めた多種多様な形態を取るものと考えられるから、その活動が都庁舎内のみで行われるとか、日報に記載されたものに限られるとかいったものでないことは明らかである」（平成 20 年 5 月 28 日東京高裁判決）とされている。市長についても同様に、市長としての立場で行う用務は広く解すべきものと考えられ、市長専用車を使用する際は市長としての立場での用務であることを原則とする当該基準は妥当なもの認められる。

(2) 相手方との友好・信頼関係の維持増進を図る目的の用務での使用について

市長専用車を使用して移動する場所での用務が「市政の発展に向けて、公式、非公式を問わず相手方との友好・信頼関係の維持増進を図る目的で行う用務であること」についてであるが、判例によれば、「普通地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていること(法第 1 条の 2 第 1 項)などを考慮すると、その交際が特定の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において具体的な目的をもってされるものではなく、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的としてされるものであったからといって、直ちに許されないこととなるものではなく、それが、普通地方公共団体の上記の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されると解するのが相当である」（平成 18 年 12 月 1 日最高裁判決）とあることから、当該基準については妥当なもの認められる。

(3) 社会通念上儀礼に属する用務での使用について

市長専用車を使用して移動する場所での用務が「社会通念上儀礼に属するもので、市長として対応することが適当と認められる用務であること」についてであるが、前述の平成 18 年 12 月 1 日最高裁判決によれば、「社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されると解するのが相当である」とあることから、当該基準については妥当なもの認められる。

(4) 市長としての職責を果たすための合理的な使用について

市長専用車を使用することの合理性として「市長としての職責を果たすために、公用車を使用することが用務間の移動の機動性や効率性、危機管理の観点から合理的であること」についてであるが、前述のとおり市長は普通地方公共団体の長

であって、広範かつ重要な職責を有しており、市長に専用の公用車を使用させている趣旨は、東京都知事の公用車使用に関する判例では「都知事が担う職責の性質、内容等に照らし、その職責を全うさせるため、都知事について機動的な交通手段を確保するとともに、移動時にあっても常に都知事と連絡を取ることができるようにするなどの危機管理の観点からである」（平成20年2月8日東京地裁判決）とあり、市長についても同様であるものと解されることから、当該基準は妥当なものと認められる。

（5）自宅等と公的活動の場との間の送迎等での使用について

市長専用車を使用することの合理性として「自宅と公的活動の場との間の送迎に使用すること」についてであるが、東京都知事の公用車使用に関する判例は、「自宅への送迎における知事専用車の使用は、公的活動と私的活動との切替え時においても、機動性を確保し、危機管理を徹底しようとするものであるから、その使用は合理性を有するといえる」（平成20年2月8日東京地裁判決）としており、市長についても同様であるものと解される。

なお、秘書課では、当該基準において、事務所への送迎も市長の活動拠点として認めるとともに、自宅と比して大差のない距離の場所への送迎も認めているが、前述の平成20年2月8日東京地裁判決は「自宅への送迎でなくとも、公的活動と私的活動との切替え時における合理的な方法及び態様で知事専用車を使用することは、機動性の確保及び危機管理の徹底の観点から、知事専用車が設けられた趣旨及び目的にかなうものであり、適法というべきである」と判示しており、市長についても同様であるものと解され、また、この運用は、自宅以外の場所での公的活動と私的活動の切替えを無条件に認めているものではなく、市長の活動拠点であることや、自宅と比して大差のない距離との条件を付すことで、市長の自宅への送迎に準じたものとして取り扱っているものであり、市長には通勤手当が支給されていないことなどを考慮すると、一定の合理性を有していると思われる。

また、秘書課では、自宅を出発し事務所に立ち寄ってから公務に向かう場合や、公務場所を起点として事務所経由で次の公務先へ向かう場合など、書類を取りに事務所に立ち寄る際の市長専用車の使用も認めているが、東京都知事の公用車使用に関する判例によれば、「事務所が同知事の活動の一つの拠点と考えられることからすれば、同知事が本件建物を出た後一旦同事務所に立ち寄ったのも、公的活動の一環と推認できこそすれ、これが知事としての立場を離れた私的活動領域内での行動であったということとはできない」（平成20年5月28日東京高裁判決）とあり、市長についても同様に、事務所に立ち寄ることも公的活動の一環である

ものと解される。

以上のとおり、市長専用車の運行に係る秘書課の基準は妥当なものと認められます。

3 本件請求書添付の「別紙」に記載された個別事案 68 件の検討及び判断について

(1) 上記 1 に基づき、平成 27 年 4 月 2 日から平成 27 年 6 月 17 日の 21 件については、住民監査請求の対象外であることから却下する。

(2) 平成 27 年 6 月 29 日 (月) (その 1)

市役所から出来島までの間で市長専用車を使用したものである。この日は、市役所を出発し、出来島にある事務所に書類を取りに立ち寄ったものであるが、市長の活動の一つの拠点と考えられる事務所への市長専用車の使用は、市長の公的活動の一環として認められることから、同区間における市長専用車の使用は、違法又は不当に使用したものとはいえない。

(3) 平成 27 年 6 月 29 日 (月) (その 2)

上記 (2) の後、出来島にある事務所から弁天までの間で市長専用車を使用したものである。この日は、弁天での教育関係者との会に出席し、「新潟の教育とこれからの教育のあり方」と題した市長講話と交流会を行ったものであるが、市長としての立場であることが認められることから、同区間における市長専用車の使用は、違法又は不当に使用したものとはいえない。

(4) 平成 27 年 6 月 30 日 (火)

紫竹から古町までの間で市長専用車を使用したものである。この日は、紫竹にあるホテル湖畔で開催された「新潟市土地基盤整備促進協議会通常総会」に出席後、関係者との懇親会に出席するため古町まで市長専用車を使用したものであるが、同団体は本市の農業政策と密接に関わる団体であり、関係者との懇親会に出席し、意見や情報を交換することは、市政の発展のために相手方との友好・信頼関係の維持増進を図ることを目的とするものと客観的に認められることから、同区間における市長専用車の使用は、違法又は不当に使用したものとはいえない。

(5) 平成 27 年 7 月 4 日 (土)

万代島から西堀までの間で市長専用車を使用したものである。この日は、万代島にあるホテル日航で開催された「中国総領事館開設 5 周年記念式典」に出席後、

西堀での関係者との懇親会に出席したものであるが、同領事館関係者との懇親会に出席し、意見や情報を交換することは、市政の発展のために相手方との友好・信頼関係の維持増進を図ることを目的とするものと客観的に認められることから、同区間における市長専用車の使用は、違法又は不当に使用したものとはいえない。

(6) 平成 27 年 7 月 5 日 (日) (その 1)

八千代から出来島までの間で市長専用車を使用したものである。この日は、八千代にある新潟総合テレビで開催された「ゼロアクション N I I G A T A トークセッション」に出演後、出来島の事務所に立ち寄ったものであるが、市長の活動の一つの拠点と考えられる事務所への市長専用車の使用は、市長の公的活動の一環として認められることから、同区間における市長専用車の使用は、違法又は不当に使用したものとはいえない。

(7) 平成 27 年 7 月 5 日 (日) (その 2)

出来島から寺尾までの間で市長専用車を使用したものである。この日の使用は、上記(6)の後、出来島にある事務所から、寺尾で市議会議長と会談したものであるが、議長と意見や情報を交換することは、市政の発展のため相手方との友好・信頼関係の維持増進を図ることを目的とするものと客観的に認められることから、同区間における市長専用車の使用は、違法又は不当に使用したものとはいえない。

(8) 平成 27 年 7 月 9 日 (木)

小須戸から古町までの間で市長専用車を使用したものである。この日は、小須戸商工会での講演会等の後、帰宅途中に古町で降車したものであるが、これは公的活動と私的活動の切替え時において市長専用車を使用したものであり、かつ、古町までの距離は、自宅までの距離と大差なく、自宅への送迎に準じたものとして認められることから、同区間における市長専用車の使用は、違法又は不当に使用したものとはいえない。

(9) 平成 27 年 7 月 11 日 (土)

西堀通から万代島までの間で市長専用車を使用したものである。この日は、西堀通にあるイタリア軒での「文化プログラムに向けたシンポジウム」出席後、同年 7 月 18 日より本市が中心となって開催した「水と土の芸術祭 2015」の開催に向けて、会場である万代島水揚場倉庫近辺を視察したものであり、公務としての

使用である。

(10) 平成 27 年 7 月 25 日 (土)

新光町から万代までの間で市長専用車を使用したものである。この日は、「キタック新光町夏まつり」において、市長の立場で挨拶した後、帰宅途中に万代で降車したものであるが、これは公的活動と私的活動の切替え時において市長専用車を使用したものであり、かつ、万代までの距離は、自宅までの距離とさほど変わらず、自宅への送迎に準じたものとして認められることから、同区間における市長専用車の使用は、違法又は不当に使用したものとはいえない。

(11) 平成 27 年 7 月 28 日 (火)

花園から鐘木を經由し、弁天まで市長専用車を使用したものである。この日は、出張先から新潟駅に到着後、鐘木にある新潟テルサでの日中友好記念作品「新作舞踏鑑賞会」に中国総領事館関係者とともに出席し、帰宅途中に弁天で降車したものである。請求人が指摘する鐘木から弁天までの区間は、公的活動と私的活動の切替え時において市長専用車を使用したものであり、かつ、弁天までの距離は、自宅までと大差なく、自宅への送迎に準じたものとして認められることから、同区間における市長専用車の使用は、違法又は不当に使用したものとはいえない。

(12) 平成 27 年 8 月 2 日 (日)

一番掘から出来島までの間で市長専用車を使用したものである。この日は、新潟市民芸術文化会館での「ジュニア邦楽合奏フェスティバル 2015」に出席後、事務所に帰ったものであるが、これは公的活動と私的活動の切替え時において市長専用車を使用したものであり、事務所は市長の活動拠点として認められることから、同区間における市長専用車の使用は、違法又は不当に使用したものとはいえない。

(13) 平成 27 年 8 月 5 日 (水)

花園から大畑・万代島を經由し、古町まで市長専用車を使用したものである。この日は、出張先から新潟駅に到着後、市美術館企画展を一覧し、ハバロフスク市代表団を「水と土の芸術祭 2015」の王文志(ワンウェンヂー)氏の作品の鑑賞のため万代島に案内した後、古町での国会議員との会合に出席したものである。請求人の指摘する万代島から古町までの区間の使用については、市の政策実現への協力を期待し得る国会議員と意見や情報を交換することが、市政の発展のために相手方との友好・信頼関係の維持増進を図ることを目的とするものと客観的に認

められることから、同区間における市長専用車の使用は、違法又は不当に使用したものとはいえない。

(14) 平成 27 年 8 月 12 日（水）

内野から古町までの間で市長専用車を使用したものである。この日は、水と土の芸術祭・市民プロジェクト「2015 内野新川ほたる」を視察後、帰宅途中で古町で降車したものであるが、これは公的活動と私的活動の切替え時において市長専用車を使用したものであり、かつ、古町までの距離は、自宅までの距離と大差なく、自宅への送迎に準じたものとして認められることから、同区間における市長専用車の使用は、違法又は不当に使用したものとはいえない。

(15) 平成 27 年 8 月 13 日（木）

天神尾から鐘木までの間で市長専用車を使用したものである。この日は、自宅を出て市民病院で人間ドックを受診した後、市役所に登庁したものである。本市においては特別職を含む全ての職員は健康診断を受診することが義務付けられており、人間ドックはこれに代わるものである。市長の広範かつ重要な職責を勘案すると、移動の機動性や効率性、危機管理の観点から、勤務時間に定めがなく、多忙な市長が公務の前後に人間ドックを受診するにあたり市長専用車を使用することは一定の合理性を有するものと認められることから、同区間における市長専用車の使用は、違法又は不当に使用したものとはいえない。

(16) 平成 27 年 9 月 9 日（水）（その 1）

天神尾から花園までの間で市長専用車を使用したものである。この日は、自宅からの登庁途中で B R T バス運行状況を視察したものであり、公務としての使用である。

(17) 平成 27 年 9 月 9 日（水）（その 2）

市役所から出来島を経由し、万代島まで市長専用車を使用したものである。この日は、市役所内での公務終了後、出来島にある事務所で書類を取り、ホテル日航で開催された「第 4 回アセアン+3 文化協力ネットワーク会合」に出席したものである。請求人の指摘する市役所から出来島までの区間の使用については、市長の活動の一つの拠点と考えられる事務所への市長専用車の使用が、市長の公的活動の一環として認められることから、同区間における市長専用車の使用は、違法又は不当に使用したものとはいえない。

(18) 平成 27 年 9 月 19 日 (土)

天神尾から二葉町を経由し、出来島まで市長専用車を使用したものである。この日は、本市が中心となって開催した「水と土の芸術祭 2015」ベースキャンプ(旧二葉中学校体育館)でのシンポジウム、新潟市陸上競技場での「2015 リレーフルマラソン」開会式、みずつちシンポジウム交流会に出席後、出来島にある事務所に帰ったものである。請求人が指摘する二葉町から出来島までの区間の使用については、公的活動と私的活動の切替え時において市長専用車を使用したものであり、事務所は市長の活動拠点として認められることから、同区間における市長専用車の使用は、違法又は不当に使用したものとはいえない。

(19) 平成 27 年 9 月 21 日 (月・祝) (その 1)

花園から清五郎を経由し、出来島まで市長専用車を使用したものである。この日は、にいがた観光ツアーバス「めぐるん号」出発式に出席後、新潟駅南口から同ツアーバスに乗車し、降車した清五郎の天寿園から出来島の事務所に立ち寄ったものである。請求人が指摘する清五郎から出来島までの使用については、市長の活動の一つの拠点と考えられる事務所への市長専用車の使用が、市長の公的活動の一環として認められることから、同区間における市長専用車の使用は、違法又は不当に使用したものとはいえない。

(20) 平成 27 年 9 月 21 日 (月・祝) (その 2)

出来島から松山・福井・弥彦村・緑町を経由し、古町まで市長専用車を使用したものである。この日は、上記(19)の後、本市が中心となって開催した「水と土の芸術祭 2015」の作品を上堰潟などで視察後、新潟市歴史博物館でのイベント「MINATOPIKA」に出席し、帰宅途中に古町で降車したものである。請求人の指摘する緑町(新潟市歴史博物館)から古町までの区間の使用であるが、これは公的活動と私的活動の切替え時において市長専用車を使用したものであり、かつ、古町までの距離は、自宅までの距離より短く、自宅への送迎に準じたものとして認められることから、同区間における市長専用車の使用は、違法又は不当に使用したものとはいえない。

(21) 平成 27 年 9 月 27 日 (日)

亀田から長潟までの間で市長専用車を使用したものである。この日は、江南区文化会館で開催された「スマートウェルネスシティ講演会」に出席後、「水と土の芸術祭 2015 ワークショップ 日比野克彦と一緒に土から水への道と BOAT HOUSE を描こう」の会場を視察したものであり、公務としての使用である。

(22) 平成 27 年 10 月 11 日（日）

一番堀通から出来島を経由し、古町までの間で市長専用車を使用したものである。この日は、一番堀通にある新潟市民芸術文化会館での劇団ひまわり新潟エクステンションスタジオ公演「モモ」の開催に際し、祝意を述べるため市長の立場で出席した後、出来島にある事務所経由で古町の「N I I G A T A オフィス・アート・ストリート」の作品等を視察したものである。請求人が指摘する出来島から古町までの使用については、当日及び前日の新聞にまちなか関連の記事が掲載されたこととも符合する、公務としての使用である。

(23) 平成 27 年 10 月 18 日（日）

天神尾から出来島を経由し、弁天まで市長専用車を使用したものである。この日は、新潟ロイヤルライオンズクラブ認証状伝達式に出席するため、自宅を出発し、出来島にある事務所で書類を取り、会場である弁天の東映ホテルに行ったものである。請求人の指摘する天神尾から出来島までの使用については、市長の活動の一つの拠点と考えられる事務所への市長専用車の使用が、市長の公的活動の一環として認められることから、同区間における市長専用車の使用は、違法又は不当に使用したものとはいえない。

(24) 平成 27 年 10 月 19 日（月）

西堀通から寺尾までの間で市長専用車を使用したものである。この日は、西堀通のイタリア軒での用務終了後、寺尾で市議会議長とともに、本市が中心となって開催した「水と土の芸術祭 2015」の関係者との懇親会に出席したものであるが、文化創造によるまちづくりを進める本市として議長や同芸術祭の関係者と意見や情報を交換することは、市政の発展のために相手方との友好・信頼関係の維持増進を図ることを目的とするものと客観的に認められることから、同区間における市長専用車の使用は、違法又は不当に使用したものとはいえない。

(25) 平成 27 年 11 月 3 日（火・祝）

亀田から出来島までの間で市長専用車を使用したものである。この日は、江南区役所での「地域ミーティング i n 江南区」に出席しており、午前の部と午後の部の合間に、一旦出来島の事務所に戻ったものであるが、市長の活動の一つの拠点と考えられる事務所への市長専用車の使用は、市長の公的活動の一環として認められることから、同区間における市長専用車の使用は、違法又は不当に使用したものとはいえない。

(26) 平成 27 年 11 月 20 日（金）

万代島から上木戸を經由し、出来島まで市長専用車を使用したものである。この日は、万代島の朱鷺メッセでの「日本子ども虐待防止学会」と、上木戸の東区プラザでの「地震・津波対策事業完成式」に出席し、一旦出来島の事務所に戻った後、西堀通のイタリア軒で開催された「住みよい郷土推進協議会表彰式」へ出席したものである。請求人の指摘する上木戸から出来島までの区間の使用については、市長の活動の一つの拠点と考えられる事務所への市長専用車の使用が、市長の公的活動の一環として認められることから、同区間における市長専用車の使用は、違法又は不当に使用したものとはいえない。

(27) 平成 27 年 11 月 28 日（土）

西堀から青山までの間で市長専用車を使用したものである。この日は、西堀にあるNEXT21で開催されたピースキッチンシンポジウムに出席した後、青山で本市の元附属機関審査委員のお通夜に参列したものである。市政に貢献した方のお通夜に参列することは、社会通念上市長としての儀礼に属するものと認められることから、同区間における市長専用車の使用は、違法又は不当に使用したものとはいえない。

(28) 平成 27 年 12 月 4 日（金）

笹口から礎町までの間で市長専用車を使用したものである。この日は、笹口のけやき通りでの光のページェント点灯式に出席後、礎町にある居酒屋「燕三条イタリアンBit」において、全国居酒屋甲子園での優勝報告の表敬訪問に対する返礼として、お祝いの挨拶をしたものである。食文化を含む文化創造によるまちづくりを進める本市のPRに貢献した同店に対し祝意を伝えることは、社会通念上市長としての儀礼に属するものと認められることから、同区間における市長専用車の使用は、違法又は不当に使用したものとはいえない。

(29) 平成 27 年 12 月 20 日（日）

学校町通から万代島までの間で市長専用車を使用したものである。この日は、市役所での「地域ミーティングin中央区」に出席し、市役所内での公務を終えた後、帰宅途中に万代島で降車したものであるが、これは公的活動と私的活動の切替え時において市長専用車を使用したものであり、かつ、市役所から万代島までの距離は、自宅までの距離とさほど変わらず、自宅への送迎に準じたものとして認められることから、同区間における市長専用車の使用は、違法又は不当に使

用したものとはいえない。

(30) 平成 27 年 12 月 28 日 (月)

学校町通から西堀通までの間で市長専用車を使用したものである。この日は、市役所での公務終了後、企業経営者と会談するために、西堀通まで市長専用車を使用したものである。西堀通で降車した後は市長専用車を待機させていないことから、公的活動と私的活動の切替え時において市長専用車を使用したものと解され、かつ、市役所から西堀通までの距離は、自宅までの距離より短く、自宅への送迎に準じたものとして認められることから、同区間における市長専用車の使用は、違法又は不当に使用したものとはいえない。

(31) 平成 28 年 1 月 14 日 (木)

天神尾から青山までの間で市長専用車を使用したものである。この日は、自宅を出発し、青山で新潟県モンゴル友好親善協会会長の葬儀に参列したものであるが、本市の国際交流事業に貢献した方の葬儀に参列することは、社会通念上市長としての儀礼に属するものと認められることから、同区間における市長専用車の使用は、違法又は不当に使用したものとはいえない。

(32) 平成 28 年 1 月 15 日 (金)

新津から上大川前通までの間で市長専用車を使用したものである。この日は、新津青年会議所新年会に来賓として出席後、上大川前通で、翌日の「ふるさとへ贈る手紙表彰式」のために来市された新井満氏との懇親会に出席したものである。同氏は多方面で活躍する芥川賞作家であり、また、ふるさと新潟市の文化政策全般と関わりが深く、同氏と意見や情報を交換することは、市政の発展のために相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的としているものと客観的に認められることから、同区間における市長専用車の使用は、違法又は不当に使用したものとはいえない。

(33) 平成 28 年 1 月 19 日 (火)

新光町から西堀前通までの間で市長専用車を使用したものである。この日は、新光町での自衛隊舞鶴地方総監との懇談会に出席後、西堀前通でのまちづくり関係者との会合に出席したものである。西堀前通で降車した後は市長専用車を待機させていないことから、公的活動と私的活動の切替え時において市長専用車を使用したものと解され、かつ、西堀前通までの距離は、自宅までの距離とさほど変わらず、自宅への送迎に準じたものとして認められることから、同区間における

市長専用車の使用は、違法又は不当に使用したものとはいえない。

(34) 平成 28 年 2 月 1 日（月）

市役所から女池までの間で市長専用車を使用したものである。この日は、女池での議会関係者による「女池冬菜を食する会」に出席したものであるが、議会関係者と意見や情報を交換することは、市政の発展のため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的としているものと客観的に認められることから、同区間における市長専用車の使用は、違法又は不当に使用したものとはいえない。

(35) 平成 28 年 2 月 4 日（木）

市役所から幸町までの間で市長専用車を使用したものである。この日は、突発的な体調不良により、午前 10 時から出席していた市議会各会派代表者会議と正午から予定していた特別職会議の合間をぬってかかりつけの医療機関を受診したものである。市議会 2 月定例会を前にして、新年度予算案の発表に向けて多忙を極める日程だったことや、同医療機関が木曜日の午後が休診日だったことから、同時間での同区間における市長専用車の使用は、前後の公務への影響を最小限に止めるためと認められ、市長としての職責を果たすために、移動の機動性や効率性、危機管理の観点から合理的なものであることから、違法又は不当に使用したものとはいえない。

(36) 平成 28 年 2 月 12 日（金）

万代島から豊栄を経由し、東大畑まで市長専用車を使用したものである。この日は、万代島のホテル日航においてスペシャルオリンピック大会レセプション・開会式に出席後、北区の豊栄環境センターで「豊栄郷清掃施設処理組合議会定例会」に出席し、その後、東大畑で「第 24 回にいがた 冬 食の陣・当日座」に出展する斑鳩町長との懇親会に出席したものである。請求人の指摘する豊栄から東大畑までの区間の使用については、平成 22 年に開催した「奈良の古寺と仏像」展以来交流のある斑鳩町長との意見や情報を交換することが、市政の発展のために相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的としているものと客観的に認められることから、同区間における市長専用車の使用は、違法又は不当に使用したものとはいえない。

(37) 平成 28 年 2 月 13 日（土）

一番堀通から鐘木までの間で市長専用車を使用したものである。この日は、一番堀通にある新潟市民芸術文化会館で開催された「第 8 回千の風音楽祭」に出席

後、鐘木にある新潟アサヒアレックスアイスアリーナで行われていた「2016 年第 6 回スペシャルオリンピックス日本冬季ナショナルゲーム・新潟」の競技を観戦し、大会関係者と面談したものであるが、同大会の開催地の市長としての立場であることが認められることから、同区間における市長専用車の使用は、公務としての使用である。

(38) 平成 28 年 2 月 14 日 (日)

花園から古町までの間で市長専用車を使用したものである。この日は、「2016 年第 6 回スペシャルオリンピックス日本冬季ナショナルゲーム・新潟」で来県された高田宮妃殿下を新潟駅でお見送りした後、古町で開催されていた「第 24 回にいがた 冬 食の陣・当日座」を視察したものであり、同イベントを後援する本市の市長としての立場であることが認められることから、同区間における市長専用車の使用は、公務としての使用である。

(39) 平成 28 年 2 月 19 日 (月)

市役所から西堀通までの間で市長専用車を使用したものである。この日は、市役所での公務終了後、青山同窓会新年会に出席するために市長専用車を使用したものである。請求人は陳述の際に、平成 27 年 6 月 17 日大阪地裁判決を根拠として、市長の同窓会への出席は公務として認められないと主張しているが、同判決は交野市長が、市外に所在する高等専門学校の創立 50 周年記念式典及び祝賀会に、同窓会長あての出席依頼に基づき同窓会長として出席したことに関して、出身校の同窓会会長としての出席及び挨拶であり、市長の立場ではなく、交野市長として市外に所在する高等専門学校の同窓会と良好な関係を保つ必要があったとは容易に認め難いとして、「交野市の事務にあたるとは認め難い」とされたものである。本件においては、市長が市内に所在する県立新潟高等学校の同窓会新年会に、主催者からの「新潟市長」に対する出席要請に基づき学校所在地の市長としての立場で来賓として出席し、新潟商工会議所役員や本市選出の国会議員なども含めた出席者に対して挨拶しているものと認められることから、請求人の主張は当たらず、同区間における市長専用車の使用は公務としての使用である。

(40) 平成 28 年 2 月 23 日 (火)

万代から豊栄を経由し、再び万代まで市長専用車を使用したものである。この日は、万代の ANA クラウンプラザホテルで開催された「新潟日本香港協会 2016 年春節セミナー&パーティー」に出席後、北区の福島潟菱風荘で行われた「第 2 回自然栽培に集う仲間の会」に出席し、その後、万代の ANA クラウンプラザホテル

に戻って新潟香港協会関係者との直会に参加したものである。請求人の指摘する豊栄から万代までの区間の使用については、同協会が本市における国際交流に関わる団体であり、また、同協会関係者との懇親会に出席し意見や情報を交換することが、市政の発展のために相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的としているものと客観的に認められることから、同区間における市長専用車の使用は、違法又は不当に使用したものとはいえない。

(41) 平成 28 年 2 月 28 日（日）

新光町から万代までの間で市長専用車を使用したものである。この日は、新光町の新潟県自治会館で開催された「新潟県後期高齢者医療広域連合会 2 月定例会」に出席後、帰宅途中に万代で降車したものであるが、これは公的活動と私的活動の切替え時において市長専用車を使用したものであり、かつ、万代までの距離は、自宅までの距離とさほど変わらず、自宅への送迎に準じたものとして認められることから、同区間における市長専用車の使用は、違法又は不当に使用したものとはいえない。

(42) 平成 28 年 2 月 29 日（月）

聖籠町から寺尾までの間で市長専用車を使用したものである。この日は、新潟市、新発田市、聖籠町で構成する「東港地域水道用水供給企業団」の 2 月定例会及び懇親会に出席後、寺尾で市議会議長とともに韓国総領事との懇親会に参加したものであるが、当該懇親会に出席し、議長や韓国総領事と意見や情報を交換することは、市政の発展のために相手方との友好・信頼関係の維持増進を図ることを目的とするものと客観的に認められることから、同区間における市長専用車の使用は、違法又は不当に使用したものとはいえない。

(43) 平成 28 年 3 月 3 日（木）

天神尾から出来島までの間で市長専用車を使用したものである。この日は、自宅を出発し、出来島の事務所に立ち寄って書類を取り、市役所に登庁したものであるが、市長の活動の一つの拠点と考えられる事務所への市長専用車の使用は、市長の公的活動の一環として認められることから、同区間における市長専用車の使用は、違法又は不当に使用したものとはいえない。

(44) 平成 28 年 3 月 9 日（水）

市役所から万代までの間で市長専用車を使用したものである。この日は、市役所での公務終了後、帰宅途中に万代で降車したものであるが、これは公的活動と

私的活動の切替え時において市長専用車を使用したものであり、かつ、市役所から万代までの距離は、市役所から自宅までの距離とさほど変わらず、自宅への送迎に準じたものとして認められることから、同区間における市長専用車の使用は、違法又は不当に使用したものとはいえない。

(45) 平成 28 年 3 月 13 日（日）

鐘木から出来島までの間で市長専用車を使用したものである。この日は、「新潟アサヒアレックスアイスアリーナ オープン 2 周年イベント」に出席後、事務所に帰ったものであるが、これは公的活動と私的活動の切替え時において市長専用車を使用したものであり、事務所は市長の活動拠点として認められることから、同区間における市長専用車の使用は、違法又は不当に使用したものとはいえない。

(46) 平成 28 年 3 月 15 日（火）

市役所から東堀通までの間で市長専用車を使用したものである。この日は、市役所での公務終了後、東堀通で企業経営者と会談したものである。東堀通で降車後、市長専用車を待機させていないことから、東堀通での降車は公的活動と私的活動の切替え時において市長専用車を使用したものと解され、かつ、市役所から東堀通までの距離は、自宅までの距離より短く、自宅への送迎に準じたものとして認められることから、同区間における市長専用車の使用は、違法又は不当に使用したものとはいえない。

(47) 平成 28 年 3 月 24 日（木）

市役所から西堀通までの間で市長専用車を使用したものである。この日は、市役所での公務終了後、帰宅途中に西堀通で降車したものであるが、これは公的活動と私的活動の切替え時において市長専用車を使用したものであり、かつ、市役所から西堀通までの距離は、市役所から自宅までの距離より短く、自宅への送迎に準じたものとして認められることから、同区間における市長専用車の使用は、違法又は不当に使用したものとはいえない。

(48) 平成 28 年 3 月 29 日（火）

白山から出来島までの間で市長専用車を使用したものである。この日は、白山会館で開催された「第 7 回新潟市国家戦略特区推進協議会」に出席後、出来島にある事務所に立ち寄って書類を取り、市役所に戻ったものであるが、市長の活動の一つの拠点と考えられる事務所への市長専用車の使用は、市長の公的活動の一環として認められることから、同区間における市長専用車の使用は、違法又は不

当に使用したものとはいえない。

以上のとおり、用務内容等を個別に検討した結果、監査対象とした本件請求に係る市長専用車の使用については、違法又は不当な使用があったとは認められません。

4 不当利得返還請求権の有無について

上記のとおり、監査対象とした市長専用車の使用に違法又は不当は存せず、また、本市に損害が発生したともいえないことから、本市は本件請求に係る不当利得返還請求権を有しません。

第4 監査の結果

以上のことから、監査委員合議の結果、本件請求のうち監査対象とした47件については理由がないものと認め、これを棄却し、その余については法定要件を欠くことから、これを却下します。

＜新潟市職員措置請求書添付の別紙＞

4月 2日	(市役所一)	出来島	4. 0	7分
	(出来島一)	古町	4. 9	9分
4月 3日	(天神尾一)	豊栄	24. 7	28分
	(市役所一)	亀田	11. 0	19分
4月 5日	(一番堀通一)	出来島	3. 5	10分
4月 6日	(市役所一)	古町通	2. 2	6分
4月 7日	(西堀通一)	新津	21. 1	28分
4月 9日	(市役所一)	東堀通	2. 2	5分
4月15日	(市役所一)	西堀前通	1. 0	4分
4月16日	(市役所一)	湊町	2. 8	7分
	(湊町一)	古町	1. 9	4分
5月13日	(市役所一)	出来島	4. 0	7分
	(万代島一)	西堀前通 (二次会)	3. 0	7分
5月29日	(万代一)	西堀通	1. 7	4分
5月30日	(西蒲区一)	古町	26. 4	45分
	(古町一)	寺尾	9. 4	14分
6月 3日	(市役所一)	西堀通	1. 0	4分
6月 5日	(万代島一)	古町	2. 8	6分
6月 8日	(市役所一)	西堀通	1. 7	4分
6月16日	(万代一)	古町通	2. 8	9分
6月17日	(天神尾一)	西蒲区	29. 1	50分
6月29日	(市役所一)	出来島	4. 0	7分
	(出来島一)	弁天	4. 3	10分
6月30日	(紫竹一)	古町	4. 2	10分
7月 4日	(万代島一)	西堀	3. 2	6分
7月 5日	(八千代一)	出来島	4. 0	9分
	(出来島一)	寺尾	7. 2	12分
7月 9日	(小須戸一)	古町	26. 5	36分
7月11日	(西堀通一)	万代島	2. 1	5分
7月25日	(新光町一)	万代	5. 2	11分
7月28日	(鐘木一)	弁天	7. 6	15分
8月 2日	(一番堀通一)	出来島	4. 1	10分
8月 5日	(万代島一)	古町	2. 8	6分
8月12日	(内野一)	古町	11. 9	21分

8月13日	(天神尾一)	鐘木	8.6	14分
9月9日	(天神尾一)	花園	2.2	7分
	(市役所一)	出来島	4.0	7分
9月19日	(二葉町一)	出来島	3.8	7分
9月21日	(清五郎一)	出来島	5.3	10分
	(緑町一)	古町	1.6	4分
9月27日	(亀田一)	長湯	3.4	10分
10月11日	(出来島一)	古町	4.9	9分
10月18日	(天神尾一)	出来島	3.9	10分
10月19日	(西堀通一)	寺尾	8.4	16分
11月3日	(亀田一)	出来島	10.3	14分
11月20日	(上木戸一)	出来島	9.3	17分
11月28日	(西堀一)	青山	5.4	10分
12月4日	(笹口一)	礎町	2.9	7分
12月20日	(学校町通一)	万代島	5.0	11分
12月28日	(学校町通一)	西堀通	2.8	8分
1月14日	(天神尾一)	青山	7.6	16分
1月15日	(新津一)	上大川前通	21.1	29分
1月19日	(新光町一)	西堀前通	5.2	11分
2月1日	(市役所一)	女池	5.0	12分
2月4日	(市役所一)	幸町	1.6	5分
2月12日	(豊栄一)	東大畑	25.8	30分
2月13日	(一番堀通一)	鐘木	6.7	15分
2月14日	(花園一)	古町	2.3	7分
2月19日	(市役所一)	西堀通 (青山同窓会)	1.1	4分
2月23日	(豊栄一)	万代	23.9	27分
2月28日	(新光町一)	万代	2.3	9分
2月29日	(聖籠町一)	寺尾	39.7	41分
3月3日	(天神尾一)	出来島	3.9	10分
3月9日	(市役所一)	万代	1.5	4分
3月13日	(鐘木一)	出来島	4.0	8分
3月15日	(市役所一)	東堀通	9.4	15分
3月24日	(市役所一)	西堀通	1.1	4分
3月29日	(白山一)	出来島	2.6	7分